

I サービスの概要

1. ファンドの概要について

本ファンドは、カンボジア技能実習生向けに貸付け事業を行うことを目的とするファンドです。

本ファンドに出資を希望するお客様は、出資募集期間中に弊社と匿名組合契約を締結し、出資金を弊社に入金していただきます。弊社は、出資募集期間終了後、借手との間で「貸付要項」の各事項を前提とした金銭消費貸借契約（「貸付要項」に係る契約の総称をいい、以下「金消契約」といいます。）を締結し、貸付けを行います。

また、借手からの返済は、この金消契約で定める日（銀行休業日である場合は翌営業日）としております。この借手から約定どおりの返済を受けられた場合には、お客様（投資家）への分配は翌月の15日（銀行休業日である場合は翌営業日）を予定しております。

但し、貸付元金については、借手との間で、各個別貸付契約で定める元金返済期日に一括して返済を受けることを約定する予定ですが、その期限前に貸付元金の全部又は一部の返済を受ける可能性があります。

次に、本ファンドにおいて、お客様が出資をする場合に、お客様が弊社との間で締結することとなる契約は、商法第535条にて規定される匿名組合契約と

なります。匿名組合契約とは、当事者の一方（匿名組合員）が相手方（営業者）の営業のために出資をなし、その営業より生じる利益の分配を受けることを約束する契約形態です。当該契約においては、お客様が匿名組合員、弊社が営業者となります。

出資の対象となる営業は、弊社が借手との間で金消契約を締結し、お客様からご出資いただいた資金を貸し付け、その元金の返済及び利息（遅延損害金を含み、以下、利息と遅延損害金をあわせて「利息等」といいます。）の支払を受ける貸付事業であり、当該元金がお客様の出資金を償還する原資になるとともに、借手が支払う利息等から弊社が受けるべき管理手数料を差し引いた残額がお客様に対する利益分配の原資となります。

2. 貸付事業の概要

弊社は、「貸付要項」記載の各事項を前提として、①弊社が任意に定める基準により審査を行い、②弊社が任意に定める内容にて借手との間で金消契約を締結することになります。なお、お客様には、本ファンドに出資するにあたって、上記のとおり本ファンドにおいて行う貸付について、以下の各事項を確認のうえ、承諾していただきます。

・本ファンドにおける貸付事業の概要は以下のとおりとなります。

- ① 借手はカンボジア国籍の複数の個人であり、日本において技能実習生となるために、カンボジア政府認定送出し機関に応募し、送出し機関における約3ヶ月間の研修と、日本の受入協同組合及び実習生として就業する予定の受入企業の面接を経て在留資格パスポート、ビザを取得します。そして、出国直前に出光セゾンマイクロファイナンス（カンボジア）有限公司（以下「出光 SMF」といいます。）の融資の審査が承認された後、同社から研修費用、出国費用等のための融資を受けます。
- ② 借手は日本に入国後、受入協同組合の研修所等で約1ヶ月間の研修を受けます。
- ③ 借手は受入企業に配属され、就業します。そして、就業後2ヶ月分の給与明細を取得し、弊社に借入の申込を行います。
- ④ 弊社は、借手から貸金業法上必要な書類を受領し、借手の信用状況等の審査を行います。
- ⑤ 弊社は、審査で承認した借手と金消契約を締結し、借手に対して、出光 SMF からの借入金の借換えを目的とする融資（当該融資に係る貸付債権を、以下「本貸付債権」といいます。）を行います。

⑥ 弊社は、借手から徴求した振込依頼書に基づき、出光 SMF に借入金の一括返済を行います。

⑦ 弊社は、本貸付債権について、借手から毎月元利均等返済方式で、銀行口座振替により、返済を受けます。

・ 弊社が、本ファンドにおける貸付に係る事業と同様の基準・方法等により、固有財産、又は本ファンドに係る匿名組合契約以外の匿名組合契約における資金をもとに貸付けを実行すること及び、本ファンドに係る出資金、固有財産、又は本ファンドに係る匿名組合契約以外の匿名組合契約における資金のいずれでも貸付けを実行できる場合において、いずれから貸付けを実行するかは、弊社の裁量に委ねられています。

・ 本ファンドその他の同様の目的に基づくファンドにおいて、同一の借手に対して複数回の貸付けを実行し、又は実行することを予定しているところ、借手からの返済金が同一の借手に対する複数の貸付債権の遅延損害金及び金銭消費貸借契約に関する費用、利息、元金の返済に不足する場合には、適用法令その他に反しない限度において、以下の順序により、弁済期日の到来した各ファンドにおける当該借手に対する個々の債権の金額の割合に応じて、充当するものとします。

① 遅延損害金及び金銭消費貸借契約に関する費用

② 利息

③ 元金

■■■ 貸付要項 ■■■

本ファンドにおける弊社の貸付け（以下「本貸付」といいます。）の要項は、以下のとおりとします。但し、以下の要項に定められた事項以外については、弊社の裁量に委ねられ、弊社は任意に定める基準により審査を行い、任意に定める内容にて金消契約を締結するなどの対応を取るものとし、お客様はこれらを承諾するものとしてします。

1. 元金、利息及び遅延損害金等

（1）元金の返済

借手は、営業者に対して、元利均等返済方式により、金消契約で定める各回の返済期日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）に、各回の固定返済額を支払うものとする。当該各回の固定返済額から対応する経過利息等を除いた金額が元本の返済に充当されるものとする。

(2) 繰り上げ返済

借手は、金消契約の契約期間中、返済期日前でも借入額の全額を返済することができるものとし、期限前返済希望日の3営業日前までに申し出るものとする。なお、期限前返済手数料はかからないものとする。

(3) 利率、利息計算及び利息の返済方法

- ① 本貸付の利率は、金消契約締結日において弊社が定めるところによるものとする。但し、弊社は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合は、法令等に反しない範囲において弊社が合理的に決定する利率に変更できるものとし、変更する場合は、その旨を借手に通知する。
- ② 本貸付の利息は、各月約定返済日の前日の借入残高に貸付利率を乗じて得られた金額を、1年を365日（うるう年の場合は366日）とする日割で除し、これに利用日数（貸付日の翌日から返済日まで）を乗じる方法によって、計算する。
- ③ 本貸付の利息は、金消契約の内容、毎月27日（休日の場合はその翌銀行営業日）にSMBCファイナンスサービス株式会社との間で締結した口座振替契約において指定した銀行口座からの自動引落としにて支払う。

(4) 遅延損害金

借手が金消契約に定める元金返済期日において返済が遅延した場合、期限の利益を喪失した場合その他金消契約に基づく債務の返済が遅延した場合は、その支払うべき金額に対し、それぞれの期限の翌日から完済される日まで年率 20%（年 365 日（うるう年の場合は年 366 日）の日割計算）の割合で計算した遅延損害金を支払うものとする。

(5) 融資実行時手数料

借手は、営業者に対し、融資実行時手数料として貸付額の 4.0%相当額（税抜）を、上限として支払う。なお、支払期日及び支払金額等の条件は、営業者と別途合意することにより決定するものとする。

(6) 返済方法

返済は、次の方法による。

- ア SMBC ファイナンスサービス株式会社との間で締結した口座振替契約において指定した銀行口座からの自動引落としにより返済する方法。
- イ 弊社の指定する弊社の銀行口座へ振り込む方法。
- ウ その他弊社が特に認めた方法。

2. 期限の利益の喪失事由

借手について以下に掲げる事由が一つでも生じた場合には、弊社から通知、催告等がなくても弊社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

- ① 債務の返済を1回又は一部でも怠ったとき
- ② ①に掲げるほか、弊社に対する他の債務の履行を怠ったとき又は金消費契約に違反したとき
- ③ 強制執行・差押・仮差押・仮処分・滞納処分を受けたとき
- ④ 支払の停止、支払不能若しくは債務超過となったとき又は破産手続開始若しくは民事再生手続開始等の申立てがあったとき
- ⑤ 所在が不明となったとき、死亡したとき、意思能力が著しく減退し若しくは失われたとき、又は制限行為能力者となったとき
- ⑥ 申告内容に虚偽の記載があることが判明したとき
- ⑦ 信用状態が悪化し弊社が債権保全のために必要と判断したとき
- ⑧ 解雇、就業先の倒産、退職、強制退去等の理由により、失業したとき
- ⑨ 疾患等の理由で就業が困難となったとき
- ⑩ 反社会的勢力の排除に関する条項により、金消費契約が解除又は解約されたとき

- ⑪ 法令等に違反したとき（借入人の信用状態に影響を及ぼさない軽微な違反を除く。）
- ⑫ ①乃至⑪に掲げるほか、弊社が信頼関係を著しく損ない又は喪失させる行為があったと認めたとき

Ⅱ リスクについて

- (1) 匿名組合出資は、元本が保証されているものではありません。
- (2) お客様は、弊社が行う貸付事業に対して出資を行うこととなり、当該貸付事業において貸付けを行った借手からの貸付金の返済及び利息の支払が、お客様への出資金の償還及び利益の分配に充てられることとなります。したがって、当該借手からの返済が遅延したり、借手の信用状況が悪化したりすること等から、お客様の出資金元本が欠損する損失が発生する場合があります。
- (3) SBISL カンボジア技能実習生支援ローンにおいては、本貸付債権を保全するために、担保権の設定や第三者の保証を受ける予定はありません。そのため、借手が無資力になる、借手が受入企業を解雇される、借手の受入企業が倒産する、借手が強制退去等により日本から出国する、借手の所在が不明になるなどの事由により、本貸付債権の全部又は一部を回収することができなくなる可能性があり、結果として、お客様の出資金元本が欠損する損失が発生する場合があります。
- (4) 借手は、日本語の理解力やコミュニケーション能力が乏しく、日本の法令、慣習等に関する知識も十分に有しておりません。そのため、本貸付債権の返済について延滞等が生じた場合に、回収に向けた対応が難航す

る可能性があり、本貸付債権の回収に時間を要し又は本貸付債権の回収が困難となるおそれがあります。その結果として、お客様の出資金元本が欠損する損失が発生する場合があります。

(5) 弊社は、お客様から、出資金を入金していただくこととなりますので、弊社の信用状況が悪化した場合には、お客様に対して出資金全額を償還できない可能性があり、結果として、お客様の出資金元本が欠損する損失が発生する場合があります。

(6) お客様が取得される匿名組合出資持分に係る事業において、弊社は貸付債権の回収などを第三者に委託する場合があります、当該委託先の信用状況が悪化したときには、お客様に対して出資金全額を償還することができないこともあり、結果として、お客様の出資金元金が欠損する損失が発生する場合があります。

(7) 匿名組合出資をした後に、本匿名組合契約がその契約期間満了前に終了し、又は持分を譲渡する場合には、金利の上昇局面では、それに伴った出資額等の変動がないことから、この金利の上昇の利益を受けられないこととなります。

Ⅲ 手数料について

- (1) 弊社は、貸付事業の遂行にあたり、本ファンドの各借手について以下の各計算式で算出される額の合計額を管理手数料として、各月分配日に受領いたします。

〔遅延損害金が発生しない場合〕

各月約定支払日（以下「約定支払日」といいます。）の前日の貸付金の元本残高に 1.0%を乗じたうえで、借入日数（前月利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月約定支払日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額

〔遅延損害金及び利息が発生する場合〕

約定支払日の前日の貸付金の元本残高に 1.0%を乗じたうえで、借入日数（前月約定支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月約定支払日まで）を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額+遅延損害金×（1.0%÷貸付金利）

〔遅延損害金のみが発生する場合〕

返済日の前日の貸付金の元本残高に 20.0%を乗じたうえで、経過日数（前回の返済日の翌日から返済日まで）を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額×（1.0%÷貸付金利）

〔遅延損害金及び利息共に発生しない場合（元金返済のみの和解等）〕

返済日の前日の貸付金の元本残高に 1.0%を乗じたうえで、借入日数（前回の返済日の翌日から返済日まで）を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額

- (2) 弊社は、「貸付要項」の各事項を前提として借手との間で金消契約を締結し、借手より当該融資実行時手数料の支払いを受けることがあります。
- (3) お客様が匿名組合へ出資を行う時にかかる事務等手数料をご負担頂きます。匿名組合へ出資を行うときの手数料の額は、各金融機関が定める額になります。なお、お客様が出資金の償還及び利益の分配を受ける場合には、その時期は弊社が別途定める時期とし、償還及び分配に関して利息は付さないものとします。
- (4) 本営業において、弊社が貸付債権の回収を第三者に委託する場合の委託手数料、営業を遂行するために必要な業務を委託する場合の委託手数料、税理士、弁護士又は司法書士等の費用、貸付債権を第三者に譲渡する場合の譲渡費用、その他営業を遂行するために必要となる費用をご負担いただきます。これらの手数料は、契約条件によって定められるため、事前に上限額等を記載することができません。

以上

